令和4年10月定例農業委員会議事録

1. 日　　時	令 和 4 年 10 月 27 日　午後 1 時 30 分
2. 場　　所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル

3. 農業委員の出席状況　（○出席　☒欠席　㋝遅刻　㋡早退）

○ 1 番　野中 孝	○ 2 番　瀬川 靖典	☒ 3 番　佐次川 茂
○ 4 番　益本 徳市	○ 5 番　松永 敬資	○ 6 番　松本 堅一
○ 7 番　武部 文男	○ 8 番　太田 重敏	☒ 9 番　梶山 達男
○ 10番　﨑村 康子	○ 11番　大石 恵子	○ 12番　久保 繁徳
○ 13番　松永 勝也	㋝ 14番　髙田 良彦	○ 15番　田中 康
○ 16番　松本 由美子	○ 17番　柿山 享	○ 18番　吉原 順穂
○ 19番　伊藤 薫		

出席農業委員数　17名　　在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。

4. 農業委員以外の出席者（農地利用最適化推進委員）

○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳	○ 濱﨑 稔	○ 増山 新太郎
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 瀬川 和男	○ 坂本 康弘
○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男	○ 紙本 政信	○ 松本 覚二

5. 農業委員会以外の出席者

6. 事務局職員の出席者

局 長　福守 剛	次 長　白波 美知子	係 長　田畑 徹二
参 事　吉田 倉也		

7. 議　　長	伊 藤 薫

8. 議事録署名委員の指名

4 番　益 本 徳 市	5 番　松 永 敬 資

事務局長　　皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和４年１０月の農業委員会総会を開催いたします。

総会に入ります前に、柿山委員より、一言ご挨拶がございます。

～　　柿山委員挨拶　　～

本日の欠席は、農業委員３番 佐次川委員、９番梶山委員、推進委員４番山口委員、１６番北川委員、１７番瀬川委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

なお、ご案内しておりましたが、本総会終了後、長崎県農業会議職員によります農業委員会研修会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、長時間となりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、伊藤会長のご挨拶をいただきまして、１０月の総会に入りたいと思います。

会　長　　お疲れ様です。稲刈りが終わると、あっという間に秋がやって来て、大変過ごし易い季節になりました。コロナウイルスもまだまだ油断は出来ませんが、以前に比べるとやや落ち着き、会議や研修等が開催されるようになりました。

今月１０月の４日、５日に３年間延期されていた長崎県農業会議の会長、事務局長会議が４年振りに松浦シティホテルで開催されております。長崎県の全市農業委員会の会長、事務局長で約５０名が参加して、１日目は全体会議を行い、２日目は御厨町のＪＲ九州ファーム松浦事業所のアスパラを視察研修し、その後、前会長である[redacted]さんのハウスを見学させていただいて、２日間の研修を無事終了したところでございます。それから、１０月１９日には、これも久しぶりの開催でしたが、ＪＡ西海との県北農業委員会３市、佐世保市、平戸市、松浦市と２町、佐々町、小値賀町の会長、事務局長の懇談会が開催されております。農地の有効利用や新規就農者支援等について協議を行いました。最後にＪＡ、農業委員会が協力して、県北農業の発展のために取り組みを進めることを確認してきたところでございます。

それから、１０月２４、２５日には、福岡で女性農業委員を対象とした九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会が開催され、松浦から﨑村委員さん、大石委員さんが出席されて１泊２日で研修を受けられております。大変お疲れ様でした。この様に、コロナに対する制限が徐々に解除されて、普段の生活がだんだん取り戻されつつありますけれども、これから年末年始にかけ、忘年会や新年会等飲む機会も増えてきますし、今年の冬はコロナとインフルエンザが同時に流行するとの予報もありますので、万全の対策をお願いしたいと思います。本日は、先ほど事務局長からも報告がありましたが、この後、総会終了後、委員研修を予定していますので、最後までご協力をお願いし、会長挨拶に代えたいと思います。

議　長　　それでは、議事に入ります。議事録署名人の指名を行います。４番益本徳一委員、５番松永敬資委員さんにお願いしたいと思います。

次に、４番各種報告です。事務局から報告をお願いします。

事務局　　各種報告について説明いたします。農地移動適正化あっせん事業報告が３件ございます。

１件目です。申出人、星鹿町下田免[redacted]在住、[redacted]氏、種類は売買で対象地は調川町白井免字平田[redacted]から調川町松山田免字田原[redacted]までの計７筆、地目はすべて田で、面積は１０，３７９㎡です。申出日は令和４年８月２９日です。こちらは先月の総会の折にあっせん委員を決定し、その後、一部の農地につきまして進捗があっています。

２件目です。申出人は、沖縄県那覇市高良２丁目[redacted]に在住の[redacted]氏です。種類は売買で対象地は御厨町田原免字田原[redacted]番から御厨町前田免字開田までの３筆で、地目はすべて田、面積は４，５０３㎡です。申出日は令和４年８月３１日です。１０月７日に、田原免[redacted]番のみ１筆につきましてあっせん会を開催しており、本日総会終了後に調印式を行う予定としております。前田免の２筆につきましては、近々あっせん会を開催する予定としております。

３件目です。申出人は、佐世保市新田町[redacted]に在住の[redacted]氏です。相手方は、調川町上免[redacted]番地の[redacted]氏です。種類は売買で、対象地は調川町上免字里[redacted]番の一筆で、地目は田、面積は１，２０３㎡です。申出日は令和４年９月１４日です。１０月１４日にあっせん会を開催しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今３件のあっせんについて報告がございましたが、あっせん委員の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

推進委員　　推進委員１１番の坂本でございます。まず１番下の段の佐世保市新田町の方、[redacted]氏の分は、後ほど事務局から連絡があると思います。最初の星鹿町下田免の[redacted]さんの件は、まずは固定電話を廃止されたことそれと昼間仕事に行かれているということで、スタートが出遅れまして、明日３筆、１１月７日に２筆はあっせん会の予定が組まれています。あと２筆残っておりますが、来月中には決めたいと思っております。以上です。

議　長　　ありがとうございました。１番と３番ですね。２番のあっせんについて、大久保委員さんお願いいたします。

推進委員　　２番推進委員の大久保です。事務局の説明のとおりでございまして、少々重複いたしますが、私の方からも説明させていただきます。１０月７日にあっせん会を行って、田原免については双方の合意で成立いたしました。１，６３１㎡の売買価格は９０万円で１０ａ当たりの単価は約５５万でございます。新御厨町の田畑売買価格からすると、ちょっと高めではございますけども、ここは基盤整備された日当たりも良く、優良な農地でございますので、妥当な金額ではないかと思っております。購入された柴山さんは、主に稲作農家の方でございまして、繁忙期には息子さんも精力的に営農されていますので、この農地も有効利用されるも

のと思っております。後の前田免についても、だいたいあっせん候補者が決まりつつありますけども、今後のあっせん予定日を決めたいと思います。以上でございます。

議　長　　ありがとうございました。それでは、３番について事務局からあっせん会後の報告をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局　　先程事務局から説明いたましたが、調川町上免字里[redacted]番の件でございます。令和４年１０月１４日にあっせん会を開催いたしまして、それぞれ同意を得ましたところでして、昨日、９月２６日１０時３０分から調印式を行いまして、無事契約方が終わっております。追加でご報告でございます。

議　長　　ありがとうございました。１番２番については、まだ残っている部分もございますけども、あっせん委員の皆さんには引き続きご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
　事務局、次の報告をお願いします。

事務局　　続きまして、農地法第１８条第６項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案は１ページと２ページにかけまして１４件ございます。こちら１４件全て、借人が小船地区の主に担い手で、基盤法から中間管理機構契約への契約の借り換えによる合意解約です。
　議案は３ページをご覧ください。続きまして、農地法第３条の３第１項の規定による届出、相続について１件ございます。被相続人は、[redacted]氏。相続人は[redacted]氏です。農地の所在は今福町木場免字正満田[redacted]から今福町寺上免字道山[redacted]番までの田１４筆、畑４筆で合計面積は１６，０４４㎡です。被相続人、[redacted]氏は、令和４年８月１日に死亡されており、令和４年９月２０日に相続登記が完了したということで、相続人から１０月６日に届出があり、同日受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和4年9月分

条項	申請人	転　用　目　的	申　請　面　積	処　理　状　況
4	[redacted]	一般個人住宅(追認)	789 ㎡	R4.10.17許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転　用　目　的	申　請　面　積	処　理　状　況
5	[redacted]	[redacted]	一般個人住宅	806 ㎡	R4.10.6許可取消
	[redacted]	[redacted]	一般個人住宅	579 ㎡	R4.10.17許可
	[redacted]	[redacted]	一般個人住宅	216 ㎡	R4.10.17許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第3条	農地転用許可の取消しによる返還	1		806 ㎡	806 ㎡
	生前一括贈与	1	4,016 ㎡	3,358 ㎡	7,374 ㎡
	経営規模拡大	1	5,002 ㎡	734 ㎡	5,736 ㎡
計		3	9,018 ㎡	4,898 ㎡	13,916 ㎡

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第5条	宅地分譲	1	355 ㎡		355 ㎡
	一般個人住宅	2		527 ㎡	527 ㎡
計		3	355 ㎡	527 ㎡	882 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		43	155,967 ㎡	21,748 ㎡	177,715 ㎡
	賃貸借	17	46,232 ㎡	8,025 ㎡	54,257 ㎡
	使用貸借	26	109,735 ㎡	13,723 ㎡	123,458 ㎡
計		43	155,967 ㎡	21,748 ㎡	177,715 ㎡

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画（案）について	36	164,330 ㎡	36,544 ㎡	200,874 ㎡

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	4	5,069 ㎡		5,069 ㎡

報告は以上でございます。

議　長　　只今事務局から説明がありました。皆さんからご意見等を伺いたいと思います。１４件の合意解約につきましては、中間管理機構への切り替えということで問題ないかと思いますが、皆さん何かございませんか。

委　員　　なし。

議　長　　相続についても何も問題ないかと思いますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委　員　　なし。

議　長　　それでは、報告については、承認していきたいと思います。
　早速、議案第７５号に入ります。議案第７５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第７５号農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号１です。譲渡人は、御厨町前田免[redacted]、[redacted]氏。譲受人は星鹿町北久保免[redacted]番地、[redacted]氏です。申請地は、星鹿町北久保免字宮崎[redacted]番、畑８０６㎡です。
　申請事由は、令和４年１０月６日付けで農地転用許可が取り消されたことに伴って農地を元の所有者へ返還するため、売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が１３，３３３．５㎡、農業従事者は１名、農業従事日数は年間１５０日となっており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。なお、本日は地元委員の佐次川農業委員が欠席されておりますが、本件については許可としても差し支えない旨を伺っておりますので、併せて報告いたします。
　事件番号２です。譲渡人は、調川町白井免[redacted]番地、[redacted]氏。譲受人は同所、[redacted]氏です。申請地は、調川町上免字条ノ木[redacted]、田１，４１２㎡ほか３筆で、計４筆、７，３７４㎡です。申請事由は、生前一括贈与を行うためであります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が７，３７４㎡、農業従事者は２名、農業従事日数は年間１５０日となっており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。それでは、事件番号１番につきましては、事務局から説明がありましたとおり、５条転用を出していたのを先月の委員会で取り消しをして、そして元々の地主に取り消した農地を戻すという手続きでございます。佐次川委員さんはいらっしゃいませんけども、当然事務局が確認をして妥当ではないかと判断をしておりますけども、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委　員　　なし。

議　長　　ようございますかね。それでは２番につきまして、地元委員、益本委員さんのご意見を伺いたいと思います。

農業委員　　はい。親子の相続でありまして、家も住んどらすということで、別に問題ないかと思います。

議　長　　はい。別に問題ないかということでございますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委　員　　なし。

議　長　　それでは、事件番号１番２番ともに問題ないということで許可相当としたいと思います。ありがとうございます。
　続きまして、議案第７６号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第７６号農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。
　事件番号１です。譲渡人は、神奈川県三浦市初声町下宮田[redacted]、[redacted]氏。静岡県沼津市志下[redacted]、[redacted]氏。東京都渋谷区神泉町[redacted]、[redacted]氏の３名でございます。譲受人は、御厨町相坂免[redacted]番地、[redacted]氏です。申請地は、御厨町山根免字ハサコ[redacted]、田９３０㎡ほか５筆で、計６筆、５，７３６㎡です。申請事由は、譲渡人が市外に居住されているため今後の農地の管理を[redacted]氏へ相談され、全て[redacted]氏が耕作管理することで話がまとまり、経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が１２７，９４０．８７㎡、農業従事者は１名、農業従事日数は年間３６０日となっており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員、山下委員さんのご意見を伺いたいと思います。

推進委員　　山下です。この土地が基盤整備も整っておりまして、一部していない所もありますけど、[redacted]さんはご存じのように牛を沢山飼ってらっしゃいまして、飼料を作るのにちょうどいいんじゃないかということで、遂行している状態です。[redacted]さんはご存じのように神奈川県に住んでいらっしゃいまして、こちらにいらっしゃいませんので、[redacted]さんの方が一手に引き受けられたということです。ご審議お願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございました。皆さんの方からご質問ございませんか。
　無いですね。すみません。では、私の方から売買価格の５万円、非常に安いというような気がしますけど、事務局、その点について何か聞いていることがございませんかね。

事務局　　はい、お答えします。先ほど報告しましたとおり、３名の方が神奈川、静岡、東京ということで遠方におられまして、こちらにどなたもいらっしゃらないと。ここで、農地の売買ということですけど、山林とか屋敷とかそれも含めての無償でも良いからということで仰ってたみたいなんですけど、まあこの金額でということでの双方の合意があってのこの売買価格になっているというこ

とでございます。

議　長　　そういう理由でございます。よろしくお願いいたします。他にございませんかね。無ければ議案第７６号につきましては、問題無いということで、許可相当といたします。

続きまして、議案第７７号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第７７号農地法第５条の規定による許可申請について説明させていただきます。

事件番号１です。関係資料を１００から１０３ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。譲受人は志佐町里免[redacted]、株式会社[redacted]代表取締役。[redacted]氏で、譲渡人は志佐町里免[redacted]、[redacted]氏です。土地の所在地は、志佐町里免字馬立場[redacted]、田３５５㎡、農地以外の併用地は同所[redacted]、雑種地２６４㎡で売買により所有権の移転を行います。農地区分は、都市計画法の用途地域で、第１種住居地域にある農地であることから第３種農地です。転用の目的は、宅地分譲です。土地利用計画については１０３ページの平面図に示されているとおりです。併用地を含めた６１９㎡について、平面図の上段のとおり５０ｃｍ程度の切土・盛土を行って整地し、青色のＡ号地と赤色のＢ号地の２区画の宅地を造成します。緑色は共有の進入路でアスファルト舗装します。周辺はブロック塀等に囲まれておりますので、造成による土砂の流出はありません。雨水排水は、Ａ号地は桝へ放流、Ｂ号地は農業用排水路へ放流します。農業用排水路の先には[redacted]氏の田がありますが、[redacted]氏へは事業についての説明が終わっております。汚水及び生活雑排水は下水道へ接続する計画です。申請地に隣接する農地はなく、近隣の営農に影響はありません。最後に、残高証明書により資金計画を確認し、宅地建物取引業免許証により事業資格を確認しましたので、本事業は確実に行われると思われます。

事件番号２です。関係資料を１００ページ、１０４から１０７ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。譲受人は伊万里市二里町大里甲[redacted]、[redacted]氏で、譲渡人は今福町浦免[redacted]、[redacted]氏であり、双方は親子の関係です。土地の所在地は、今福町浦免字宮田[redacted]、畑６８㎡、農地以外の併用地は同所[redacted]、宅地１７５．５５㎡で、贈与により所有権の移転を行います。農地区分は、都市計画法の用途地域で第１種住居地域にある農地であることから第３種農地です。転用の目的は、一般個人住宅です。土地利用計画については１０６ページの配置図に示されているとおりです。併用地を含めた２４３．５５㎡について現状のまま利用し、木造鋼板葺２階建の住宅を建築します。雨水排水は、道路側溝へ放流します。汚水及び生活雑排水は浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。申請地の南側に田がありますが、現地調査の結果、日照や通風に影響はないものと思われます。最後に、融資証明により資金計画を確認しましたので、本事業は確実に行われると思われます。

事件番号３です。関係資料を１００ページ、１０８から１１１ページに掲載しております。まず、資料に追記をお願いいたします。１０９ページの地籍図の中で赤囲いの申請地が[redacted]です。次に、１１１ページの立面図に高さの記載がございませんので確認したところ、地表面から軒天井までが３ｍ、棟までが４．９５ｍでありました。以上、よろしくお願いします。借人は今福町寺上免[redacted]番地、[redacted]氏で、貸人は同住所　[redacted]氏であり、[redacted]氏は[redacted]氏の孫であります。土地の所在地は、今福町寺上免字抜ケ[redacted]、畑４５９㎡で使用貸借権の設定を行います。農地区分は、小規模の団地にある農地であって、土地改良等も行われていないことから第２種農地です。転用の目的は、一般個人住宅です。土地利用計画については１１０ページの配置図に示されているとおりです。現状のまま利用し、軽量鉄骨平家建の住宅を建築します。雨水排水は、自然流下、汚水及び生活雑排水は浄化槽処理後に南側の深田代ため池へ放流する計画です。なお、ため池の管理者代表が借人の父である[redacted]氏のため、ため池関係者へは事業についての説明がなされており、既に了解が得られているとのことです。申請地に隣接する農地は貸人の農地であり、現地調査の結果、日照や通風等の営農に影響はないものと思われます。最後に、融資証明により資金計画を確認しましたので、本事業は確実に行われると思います。以上、３件に関してご審議をお願いします。

議　長　　ありがとうございました。只今事務局の説明がございましたが、議案第７７号、転用が３件ございます。事件番号１番からそれぞれ審議に入りたいと思います。地元委員、末永委員さんのご意見を伺います。

推進委員　　推進委員７番の末永です。先月２０日午前９時より、事務局、農業委員さんと現地確認を行いました。先ほど説明があったとおり、周りは住宅に囲まれており、農地には何ら問題は無いと思いました。以上です。お願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。続きまして、現地確認委員の大石委員さんよろしくお願いいたします。

農業委員　　はい。１０月２０日に事務局と久保委員さんで現地調査に行かせていただきました。事務局の説明のとおり、周辺には畑等も無く、ほとんどが住宅地であり、排水等にも何ら問題無いと思いました。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。２番に移ります。地元委員、野中委員さんよろしくお願いいたします。

農業委員　　２０日に現地に赴きましたけど、以前私の通勤、仕事している時とかの通行する道の傍だったのですけど、全然その畑自体を知りえていませんでして、以前解体して更地になるまでちょっと古い家があったのは覚えていたん

ですけど、更地になって全く身に覚えのない畑が出てきたなということで、規模も小さな面積ですので、問題は無いものと思われます。

議　長　　ありがとうございました。続きまして、現地確認委員さん、よろしくお願いいたします。

農業委員　　農業委員１２番の久保です。１０月２０日に事務局、大石委員さん、地元委員さんと現地確認を行いました。先ほど事務局より説明、報告がありましたとおり、この農地の転用に関しましては、何の問題も無いかと思いました。よろしくご審議お願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。続きまして、事件番号３番に移ります。地元委員、渡口委員さんよろしくお願いいたします。

推進委員　　推進委員１２番渡口です。先ほど事務局から説明があったとおり、雨水、排水、生活雑排水等は浄化槽処理後にため池に放流ということで、何も問題は無いかと思いました。以上です。

議　長　　ありがとうございました。これにつきましても、現地確認をされておりますので、久保委員さんよろしゅうございますか。

農業委員　　農業委員１２番の久保です。これも先ほどの件と同じように、２０日に事務局職員さん、大石委員さん、地元委員さんと現地確認を行いました。先ほど事務局より説明、報告がありましたとおり、この農地の転用に関しましては、何も問題無いかと思いました。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。それでは、皆さんのご質問を受けたいと思います。質問につきましては、１、２、３番同時に行います。質問のある方よろしくお願いいたします。

農業委員　　ちょっとよかですか。事件番号３番についてですけど、おじいさんと孫さんの関係でしょうけど、これについて担保設定とかされるとですか。じいちゃんは担保提供者である訳ですよね。そういう風にすれば。だから、後々の登記設定とかせんといかんですよね。相続とか何とか色々ですな。そういうとこが心配で、どうなっているのかなと。まあそういうのは資金繰りとか何とかあるでしょうけど。変なあれで、質問で申し訳ないとですけど。（武部委員）

事務局　　仰る通り、おじいさんとお孫さんということで、使用貸借ということですので、そこはご家族間で協議をされているものと、事務局の方でも申請を受け付けております。

農業委員　　金の貸し借りは無いとですか。銀行、金融機関との金の貸し借りは無いんですかってこと。（武部委員）

事務局　　その辺は、融資関係の確認は行っております。

農業委員　　じいちゃんが担保提供者な訳。それを言いよるとですよ。ただ単にこれを流せばそうですけど、正式に言えばね、その流れでいく訳ですよ。（武部委員）

議　長　　委員さんの仰る通り永年で契約されていますので、永遠に生きている訳ではありませんので、いつか亡くなった時に、孫さんですから、お父さんの方に所有権が移りますから、契約のやり直しというか、相続を受けた人との契約にまたなると。仰る通り。

農業委員　　簡単に言えばね、飛ぶ場合もある訳ですよ。父ちゃんを通り越してね、孫の方にね。そういう約束ですから。すいませんね。（武部委員）

議　長　　私も使用貸借の永年って何か問題は無いのかなと感じはしていたのですが、特に問題は無いかと。ありがとうございました。他にございませんか。無ければ事件番号１番、２番、３番ともに地元委員さん、現地確認委員さん問題無いということでございますので、許可相当の意見を付して進達していきたいと思います。ありがとうございました。
　続きまして、議案第７８号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第７８号「農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年１０月２８日としております。１０ページに、賃貸借再設定、１１ページに賃貸借新規分と使用貸借再設定分、１２ページと１３ページは使用貸借新規分の各筆明細を添付しております。こちらは、１０ページ１件目の志佐町稗古場免の農地を除いては、今年は集積集約の重点地区の小船地区分でございます。ですので、担当地区の委員さんはご確認分が沢山ございますが、よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局から説明がありましたが、件数は沢山ありますけど、担当委員さんは少ないですね。耕作の契約でございますので、中身の確認を担当委員さんお願いいたします。
　議案は１週間前に配って、中は確認されているということでございまして、問題無いということでございますけども、皆様の方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委　員　　なし。

議　長　　無いということでございますので、議案第７８号につきましては、計画通り決定したいと思います。ありがとうございました。
　続きまして、議案第７９号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第７９号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。配分計画は議案１９ページから９６ページまでで３４件ございます。内訳は、１９ページから３６ページがＡｔｏＢで公社が貸し付ける分が９件です。３７ページから９６ページまではＡｔｏＡで公社が貸付ける分２５件でございます。農業経営の状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。担当委員さん、中身のご確認をお願いいたします。計画そのものについては問題無いかと思いますけど、一応計画の中身についてチェックをしていただければと思います。
　ようございますかね。件数多いですが。問題が無ければ議案第７９号につきましては、配分計画案については問題無いということで意見書を提出していきたいと思います。ありがとうございました。
　続きまして、議案第８０号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。委員さん関係分でございます。松本委員ご退席をお願いいたします。

～　　松本堅一委員　　～

議　長　　それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第８０号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。配分計画は議案９２ページから９６ページまでＡｔｏＢで公社が貸し付ける分が２件です。農業経営の状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご質問ございませんかね。
　無いようですので、議案第８０号農用地利用配分計画案については、計画通り意見書を提出していきたいと思います。

～　　松本堅一委員着席　　～

議　長　　次に、議案第８１号荒廃農地調査による農地法第２条第１項に規定する農

地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　議案第８１号荒廃農地調査による農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。議案は９９ページです。スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。申出人は北松浦郡佐々町神田免[redacted]、[redacted]氏です。土地の所在地は今福町東免字椎木谷[redacted]、田９１７㎡ほか３筆で、計４筆、５，０６９㎡です。申出人によれば１５年前以上から現在まで耕作していないとのことでありました。現地確認１０月１７日に武部委員と共に行いました。前のスライドをご覧ください。所々に雑木等も茂っておりまして、中に入ることが困難な状況でありました。また、田として利用するための水路等も確認できず、農地として耕作することが困難であったことが荒廃した原因であるようでした。ご覧のような感じでかなり荒廃しておりました。２０年近くこのような状態でした。以上のようなことから、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を原野として非農地とすることが妥当であると考えます。以上、ご審議をお願いします。

議　長　　議案第８１号の説明がありました。４件ございますけども、同じ場所で所有者も同一人です。只今事務局の説明では２０年近く放置されていると原野化している、山林化しているとの報告でしたが、地元委員の武部委員さんの報告を伺いたいと思います。

農業委員　　事務局から説明がありましたとおり、このような状況ではあるんですが、私の土地が、③に私の土地があります。田んぼですね。国土調査で原野になっています。そういう風な状況です。ここ田んぼですよね。その隣地は原野です。そこで、私のところは４０年荒廃している。昭和の末期ですから。それで何とか[redacted]さんの方は作っておられたんでしょうけど、あとですね、体験学習の関係とですね、７年間ずっと使うということで利用されました。ところが、水が、用水路がだいたいため池から１．５㎞あるんですね。引っ張ってくるとになかなか大変で、水が。水が無いと。水が無いということでこれは７年間で終わったとですよ。それは、関係者と話をして聞いております。そういう風な状況で、見てご覧のとおり、こういう風な状況になっているということです。私の隣ではあるんですが、こういう風な状況になっております。荒れております。完全に。はい、こういう説明でいいでしょうか。（武部委員）

議　長　　はい。長年放置されているというような委員さんのご意見でございますけども、皆様の方からご意見ございませんか。

委　員　　なし。

議　長　　はい、ありがとうございました。それでは、議案第８１号につきましては、１、２、３、４番ともに農地に該当しないため非農地通知を交付することといたします。ありがとうございました。

以上で、今月予定しておりました付議事項につきましては全て終了いたしました。色々この後研修会もあるということで、ご協力をいただきますようにお願いいたします。

次の８の協議事項に入りますけども、事務局からございますかね。

事務局　　はい。事務局からは協議事項は特にございませんが、お願いとお知らせがございますので、よろしくお願いいたします。

【全国農業新聞購読者の確保について（現在目標に対し３件未達成）】

【活動記録簿の配布について（１００日分）】

【新規就農者に対する農地貸し付けの意向確認について】

【釘山講師によるファシリテーター研修について（農林課主催全３回）】

議　長　　以上で、本日の総会を終了します。来月の農業委員会総会は１１月２５日金曜日といたします。（場所　市民ホール）お疲れ様でした。

〈　閉会の時刻　〉

１４　時　５０　分